【平成20年6月6日府令第36号改正後】

（有価証券の所有者数の算定方法）

**第十六条の三**　法第二十四条第一項第四号に規定する所有者の数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定するものとする。ただし、特別の法律により定款をもつて譲受人を当該会社の事業に関係のある者に限ることができるとされている株券について、当該株券の所有状況の把握に資するため、当該会社が株主名簿以外に当該会社の事業と特定の関係を有する当該株券の所有者に係る名簿を作成している場合であつて、当該名簿に基づき当該株券の移動が管理されているときは、当該名簿に記載された所有者については、その数を当該名簿の数により算定することができる。

一　株券　次に掲げる数を合算した数

イ　株券に係る権利の内容（剰余金の配当、残余財産の分配、株式の買受け及び株主総会において議決権を行使することができる事項についての内容をいう。以下この条において「権利内容」という。）が同一である株券ごとに、その株主名簿に記載され、又は記録された株主の数

ロ　受託有価証券が株券（イに規定する株券と権利内容が同一であるものに限る。ハにおいて同じ。）である有価証券信託受益証券に係る受益権名簿に記載され、又は記録された受益者の数（当該有価証券信託受益証券が無記名式である場合には、当該有価証券信託受益証券の数）

ハ　株券に係る権利を表示する預託証券の所有者の名簿に記載された当該有価証券の所有者の数

二　有価証券信託受益証券（受託有価証券が株券であるものに限る。）　次に掲げる数を合算した数

イ　受託有価証券である株券の権利内容が同一である有価証券信託受益証券ごとに、当該有価証券信託受益証券に係る受益権名簿に記載され、又は記録された受益者の数（当該有価証券信託受益証券が無記名式である場合には、当該有価証券信託受益証券の数）

ロ　受託有価証券である株券と権利内容が同一である株券の株主名簿に記載され、又は記録された株主の数

ハ　受託有価証券である株券の権利内容と同一の権利を表示する預託証券の所有者の名簿に記載された当該預託証券の所有者の数

三　預託証券（株券に係る権利を表示するものに限る。）　次に掲げる数を合算した数

イ　その表示する権利内容が同一である預託証券ごとに、当該預託証券の所有者の名簿に記載された当該預託証券の所有者の数

ロ　当該預託証券が表示する権利内容と同一である株券の株主名簿に記載され、又は記録された株主の数

ハ　当該預託証券が表示する権利内容と同一である株券を受託有価証券とする有価証券信託受益証券に係る受益権名簿に記載され、又は記録された受益者の数（当該有価証券信託受益証券が無記名式である場合には、当該有価証券信託受益証券の数）

四　優先出資証券　剰余金の配当、残余財産の分配及び優先出資法第十五条第一項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定による優先出資の消却の方法の内容が同一である優先出資証券ごとに、同法に規定する優先出資者名簿に記載され、又は記録された優先出資者の数

五　学校貸付債権　弁済期及び利率（当該学校貸付債権に係る貸付けが利息を天引する方法による貸付けである場合にあつては、弁済期限）が同一である学校貸付債権ごとに、当該学校貸付債権に係る債権者の名簿に記載された当該債権者の数

【平成20年6月6日 府令第36号】 （改正なし）

【平成20年5月30日 府令第35号】 （改正なし）

【平成20年3月28日 府令第10号】 （改正なし）

【平成20年3月13日 府令第8号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 府令第86号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 府令第84号】 （改正なし）

【平成19年10月31日 府令第78号】 （改正なし）

【平成19年8月15日 府令第65号】

（改正後）

（有価証券の所有者数の算定方法）

**第十六条の三**　法第二十四条第一項第四号に規定する所有者の数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定するものとする。ただし、特別の法律により定款をもつて譲受人を当該会社の事業に関係のある者に限ることができるとされている株券について、当該株券の所有状況の把握に資するため、当該会社が株主名簿以外に当該会社の事業と特定の関係を有する当該株券の所有者に係る名簿を作成している場合であつて、当該名簿に基づき当該株券の移動が管理されているときは、当該名簿に記載された所有者については、その数を当該名簿の数により算定することができる。

一　株券　次に掲げる数を合算した数

イ　株券に係る権利の内容（剰余金の配当、残余財産の分配、株式の買受け及び株主総会において議決権を行使することができる事項についての内容をいう。以下この条において「権利内容」という。）が同一である株券ごとに、その株主名簿に記載され、又は記録された株主の数

ロ　受託有価証券が株券（イに規定する株券と権利内容が同一であるものに限る。ハにおいて同じ。）である有価証券信託受益証券に係る受益権名簿に記載され、又は記録された受益者の数（当該有価証券信託受益証券が無記名式である場合には、当該有価証券信託受益証券の数）

ハ　株券に係る権利を表示する預託証券の所有者の名簿に記載された当該有価証券の所有者の数

二　有価証券信託受益証券（受託有価証券が株券であるものに限る。）　次に掲げる数を合算した数

イ　受託有価証券である株券の権利内容が同一である有価証券信託受益証券ごとに、当該有価証券信託受益証券に係る受益権名簿に記載され、又は記録された受益者の数（当該有価証券信託受益証券が無記名式である場合には、当該有価証券信託受益証券の数）

ロ　受託有価証券である株券と権利内容が同一である株券の株主名簿に記載され、又は記録された株主の数

ハ　受託有価証券である株券の権利内容と同一の権利を表示する預託証券の所有者の名簿に記載された当該預託証券の所有者の数

三　預託証券（株券に係る権利を表示するものに限る。）　次に掲げる数を合算した数

イ　その表示する権利内容が同一である預託証券ごとに、当該預託証券の所有者の名簿に記載された当該預託証券の所有者の数

ロ　当該預託証券が表示する権利内容と同一である株券の株主名簿に記載され、又は記録された株主の数

ハ　当該預託証券が表示する権利内容と同一である株券を受託有価証券とする有価証券信託受益証券に係る受益権名簿に記載され、又は記録された受益者の数（当該有価証券信託受益証券が無記名式である場合には、当該有価証券信託受益証券の数）

四　優先出資証券　剰余金の配当、残余財産の分配及び優先出資法第十五条第一項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定による優先出資の消却の方法の内容が同一である優先出資証券ごとに、同法に規定する優先出資者名簿に記載され、又は記録された優先出資者の数

五　学校貸付債権　弁済期及び利率（当該学校貸付債権に係る貸付けが利息を天引する方法による貸付けである場合にあつては、弁済期限）が同一である学校貸付債権ごとに、当該学校貸付債権に係る債権者の名簿に記載された当該債権者の数

（改正前）

（有価証券の所有者数の算定方法）

**第十六条の三**　法第二十四条第一項第四号に規定する所有者の数は、剰余金の配当、残余財産の分配、株式の買受け及び優先出資法第十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による優先出資の消却並びに株主総会において議決権を行使することができる事項についての内容が同一である有価証券ごとに、その株主名簿に記載され、又は記録された株主（当該有価証券が株券以外の有価証券である場合には、その所有者）の数により算定するものとする。ただし、特別の法律により定款をもつて譲受人を当該会社の事業に関係のある者に限ることができるとされている株券について、当該株券の所有状況の把握に資するため、当該会社が株主名簿以外に当該会社の事業と特定の関係を有する当該株券の所有者に係る名簿を作成している場合であつて、当該名簿に基づき当該株券の移動が管理されているときは、当該名簿に記載された所有者については、その数を当該名簿の数により算定することができる。

（各号　新設）

【平成19年3月30日 府令第31号】 （改正なし）

【平成18年12月12日 府令第86号】 （改正なし）

【平成18年4月25日 府令第52号】

（改正後）

（有価証券の所有者数の算定方法）

**第十六条の三**　法第二十四条第一項第四号に規定する所有者の数は、剰余金の配当、残余財産の分配、株式の買受け及び優先出資法第十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による優先出資の消却並びに株主総会において議決権を行使することができる事項についての内容が同一である有価証券ごとに、その株主名簿に記載され、又は記録された株主（当該有価証券が株券以外の有価証券である場合には、その所有者）の数により算定するものとする。ただし、特別の法律により定款をもつて譲受人を当該会社の事業に関係のある者に限ることができるとされている株券について、当該株券の所有状況の把握に資するため、当該会社が株主名簿以外に当該会社の事業と特定の関係を有する当該株券の所有者に係る名簿を作成している場合であつて、当該名簿に基づき当該株券の移動が管理されているときは、当該名簿に記載された所有者については、その数を当該名簿の数により算定することができる。

（改正前）

（有価証券の所有者数の算定方法）

**第十六条の三**　法第二十四条第一項第四号に規定する所有者の数は、利益（剰余金を含む。以下この条において同じ。）又は利息の配当、残余財産の分配、株式の買受け、利益を用いて行う当該有価証券の消却及び優先出資法第二条第五項に規定する普通出資の増加によつて得た資金をもつて行う優先出資の消却並びに議決権を行使することができる事項についての内容が同一である有価証券ごとに、その株主名簿に記載され、又は記録された株主（当該有価証券が株券以外の有価証券である場合には、その所有者）の数により算定するものとする。ただし、特別の法律により定款をもつて譲受人を当該会社の事業に関係のある者に限ることができるとされている株券について、当該株券の所有状況の把握に資するため、当該会社が株主名簿以外に当該会社の事業と特定の関係を有する当該株券の所有者に係る名簿を作成している場合であつて、当該名簿に基づき当該株券の移動が管理されているときは、当該名簿に記載された所有者については、その数を当該名簿の数により算定することができる。

【平成17年11月30日 府令第103号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 府令第89号】 （改正なし）

【平成17年3月31日 府令第34号】 （改正なし）

【平成17年2月28日 府令第13号】 （改正なし）

【平成17年1月26日 府令第3号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 府令第109号】 （改正なし）

【平成16年11月22日 府令第91号】 （改正なし）

【平成16年5月31日 府令第53号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 府令第3号】 （改正なし）

【平成15年9月24日 府令第82号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 府令第59号】 （改正なし）

【平成15年3月31日 府令第28号】 （改正なし）

【平成14年12月24日 府令第87号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 府令第46号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 府令第44号】 （改正なし）

【平成14年3月28日 府令第17号】

（改正後）

（有価証券の所有者数の算定方法）

**第十六条の三**　法第二十四条第一項第四号に規定する所有者の数は、利益（剰余金を含む。以下この条において同じ。）又は利息の配当、残余財産の分配、株式の買受け、利益を用いて行う当該有価証券の消却及び優先出資法第二条第五項に規定する普通出資の増加によつて得た資金をもつて行う優先出資の消却並びに議決権を行使することができる事項についての内容が同一である有価証券ごとに、その株主名簿に記載され、又は記録された株主（当該有価証券が株券以外の有価証券である場合には、その所有者）の数により算定するものとする。ただし、特別の法律により定款をもつて譲受人を当該会社の事業に関係のある者に限ることができるとされている株券について、当該株券の所有状況の把握に資するため、当該会社が株主名簿以外に当該会社の事業と特定の関係を有する当該株券の所有者に係る名簿を作成している場合であつて、当該名簿に基づき当該株券の移動が管理されているときは、当該名簿に記載された所有者については、その数を当該名簿の数により算定することができる。

（改正前）

（有価証券の所有者数の算定方法）

**第十六条の三**　法第二十四条第一項第四号に規定する所有者の数は、利益（剰余金を含む。以下この条において同じ。）又は利息の配当、残余財産の分配、利益を用いて行う当該有価証券の消却及び優先出資法第二条第五項に規定する普通出資の増加によつて得た資金をもつて行う優先出資の消却についての内容が同一である有価証券ごとに、その株主名簿に記載された株主（当該有価証券が株券以外の有価証券である場合には、その所有者）の数により算定するものとする。ただし、特別の法律により定款をもつて譲受人を当該会社の事業に関係のある者に限ることができるとされている株券について、当該株券の所有状況の把握に資するため、当該会社が株主名簿以外に当該会社の事業と特定の関係を有する当該株券の所有者に係る名簿を作成している場合であつて、当該名簿に基づき当該株券の移動が管理されているときは、当該名簿に記載された所有者については、その数を当該名簿の数により算定することができる。

【平成13年9月25日 府令第77号】 （改正なし）

【平成13年9月25日 府令第76号】 （改正なし）

【平成13年5月1日 府令第52号】 （改正なし）

【平成13年4月19日 府令第49号】 （改正なし）

【平成13年3月29日 府令第20号】 （改正なし）

【平成13年3月26日 府令第18号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 府令第139号】 （改正なし）

【平成12年10月10日 府令第116号】 （改正なし）

【平成12年6月26日 府令第65号】 （改正なし）

【平成12年3月24日 省令第19号】 （改正なし）

【平成11年9月30日 省令第91号】 （改正なし）

【平成11年6月30日 省令第63号】 （改正なし）

【平成11年5月19日 省令第57号】 （改正なし）

【平成11年4月30日 省令第55号】 （改正なし）

【平成11年4月16日 省令第53号】 （改正なし）

【平成11年3月30日 省令第15号】 （改正なし）

【平成10年11月24日 省令第140号】 （改正なし）

【平成10年6月18日 省令第97号】 （改正なし）

【平成10年3月30日 省令第37号】 （改正なし）

【平成10年3月19日 省令第28号】 （改正なし）

【平成10年2月20日 省令第8号】 （改正なし）

【平成9年9月1日 省令第69号】 （改正なし）

【平成9年5月30日 省令第47号】 （改正なし）

【平成8年7月3日 省令第40号】 （改正なし）

【平成8年4月18日 省令第28号】 （改正なし）

【平成8年2月29日 省令第6号】 （改正なし）

【平成7年12月22日 省令第88号】 （改正なし）

【平成7年9月11日 省令第56号】

（改正後）

（有価証券の所有者数の算定方法）

**第十六条の三**　法第二十四条第一項第四号に規定する所有者の数は、利益（剰余金を含む。以下この条において同じ。）又は利息の配当、残余財産の分配、利益を用いて行う当該有価証券の消却及び優先出資法第二条第五項に規定する普通出資の増加によつて得た資金をもつて行う優先出資の消却についての内容が同一である有価証券ごとに、その株主名簿に記載された株主（当該有価証券が株券以外の有価証券である場合には、その所有者）の数により算定するものとする。ただし、特別の法律により定款をもつて譲受人を当該会社の事業に関係のある者に限ることができるとされている株券について、当該株券の所有状況の把握に資するため、当該会社が株主名簿以外に当該会社の事業と特定の関係を有する当該株券の所有者に係る名簿を作成している場合であつて、当該名簿に基づき当該株券の移動が管理されているときは、当該名簿に記載された所有者については、その数を当該名簿の数により算定することができる。

（改正前）

（有価証券の所有者数の算定方法）

**第十六条の三**　法第二十四条第一項第四号に規定する所有者の数は、利益（剰余金を含む。以下この条において同じ。）又は利息の配当、残余財産の分配、利益を用いて行う当該有価証券の消却及び優先出資法第二条第五項に規定する普通出資の増加によつて得た資金をもつて行う優先出資の消却についての内容が同一である有価証券ごとに、その株主名簿に記載された株主（当該有価証券が株券以外の有価証券である場合には、その所有者）の数により算定するものとする。

【平成7年7月11日 省令第50号】 （改正なし）

【平成7年6月19日 省令第42号】 （改正なし）

【平成7年3月31日 省令第29号】 （改正なし）

【平成7年2月1日 省令第1号】 （改正なし）

【平成6年12月20日 省令第115号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 省令第89号】 （改正なし）

【平成6年3月25日 省令第19号】

（改正後）

（有価証券の所有者数の算定方法）

**第十六条の三**　法第二十四条第一項第四号に規定する所有者の数は、利益（剰余金を含む。以下この条において同じ。）又は利息の配当、残余財産の分配、利益を用いて行う当該有価証券の消却及び優先出資法第二条第五項に規定する普通出資の増加によつて得た資金をもつて行う優先出資の消却についての内容が同一である有価証券ごとに、その株主名簿に記載された株主（当該有価証券が株券以外の有価証券である場合には、その所有者）の数により算定するものとする。

（改正前）

（有価証券の所有者数の算定方法）

**第十六条の三**　法第二十四条第一項第四号に規定する所有者の数は、利益又は利息の配当、残余財産の分配及び利益を用いて行う当該有価証券の消却についての内容が同一である有価証券ごとに、その株主名簿に記載された株主の数により算定するものとする。

【平成6年3月1日 省令第6号】 （改正なし）

【平成5年9月21日 省令第84号】 （改正なし）

【平成5年3月3日 省令第23号】

（改正後）

（有価証券の所有者数の算定方法）

**第十六条の三**　法第二十四条第一項第四号に規定する所有者の数は、利益又は利息の配当、残余財産の分配及び利益を用いて行う当該有価証券の消却についての内容が同一である有価証券ごとに、その株主名簿に記載された株主の数により算定するものとする。

（改正前）

（新設）